

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 7月号

(通巻第99号)

関西労働者安全センター 1982.7.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪 315742 100円



- 針灸治療制限闘争 1
労働省の全国一斉強行実施くずれ去る
- 南大阪労働フィールド合宿成功 3
- 闘いの中から 4
広島労基局のじん肺労働者切り捨てに抗議する
☆広島労災職業病研究会
- 前線から(ニュース) 7
- 原発被曝労災は本当ないか 13
カナダにおける労災認定をめぐって

針灸治療限制闘争

全國各地より総反撃!

労働省の全国一斉強行実施くずれ去る

五月三十一日付で出された基発三七五号は、七月一日より実施の段階に入っている。実施の第一段階として、針灸のみの場合と一般医療との併用の場合のふりわけのための診断書が各医療機関に送付されてきている。また、地方の針灸業界団体との保険協定も進められている。

しかし、労働省の意図する七月一日よりの全国一斉強行実施は、全国各地からの総反撃でもろくもくずれ去つた。現在に至るも、高知県では通達が局から署に下りていない。兵庫県では針灸団体との保険協定も成立していない。更には、ふりわけの診断書が未だに送付されていない県もある。闘いによつて、三七五通達粉碎の展望は切り拓かれつつある。更に、全国各地より反撃のろしを上げ、労働省の意図を打ち砕いていく。

既報のように、六月二三日の大阪地評と大阪基準局の交渉は事実上決裂した。関西労働者安全センターは、ラまき情宣を行つた。ビラまき情宣、監督署交渉をすることを決定し、大阪府下全域で反撃の闘いに立ち上つた。

六月三十日、七月一日、二日の三日間で府下十四の労基署に対するビラまき情宣を行つた。
七月一日—西野田、岸和田、堺、阿倍野、王寺、西、中央
七月二日—守口、天満、淀川、泉大津、茨木
地域のセンターに結集する労働組合が中心となり、早朝八時半より九時半までのビラまき情宣が貫徹され

ビラまき情宣
府下十四労基署に

地域のセンターに結集する労働組合が中心となり、早朝八時半より九時半までのビラまき情宣が貫徹され

た。局内に入り、制止する庶務係を
ぶり切つて、職員の机の上に一枚一
枚ビラがおかれていった。同時に局
周辺の地下鉄出入口等での街頭ビラ
まきも行われた。

局、署あわせて、四〇〇〇枚のビ

ラまきが、二五〇人の参加で行われ、
短期間の集中的ビラまき行動は大成
功をおさめた。

- ・七月十六日—東大阪労基署、約二五名
- ・全港湾米運分会、松浦診療所等
- ・七月二一日—茨木労基署、約二五名
- ・七月二二日—淀川労基署、三五名
- ・関大生協労組、全金技研工業支
部、全金大阪地本、労金労組等

災被災者の会等
勢の強い西労基署に対する大行動が、
総評南大阪地区評主催で行われる予
定である。
今後、七月二六日—守口署、二七
日—泉大津署との交渉が予定されて
おり、三十日には、今まで最も姿

連日労基署交渉に

突入

ビラまき行動の大成功をふまえ、

七月六日、西労基署を皮切りに、連
日署交渉が行われている。

・七月六日—西労基署、約五十名

全金港合同、全港湾等

七月十四日—中央労基署、約五十名

総評東地協、労金労組、国保連
労組等

七月十五日—阿倍野労基署、約四十名

大阪府被災労働者同盟、阪南労

針灸等治療の改悪に反対し、労災医療
の充実と東洋医学の向上をめざす

大阪シンポジウム

報 告 集

主 総評大阪地評労災職業病対策委員会
催 全港湾関西地方本部
全林野大阪地方本部

B5 49ページ

¥300 〒250

センターで販売あります

’82 南大阪労働フレールド合宿

全国のトップセイリーチ 大成績

16大学 46名の参加

川鉄工支部委員長の津島氏より講演をうけた。講演は、港合同支部の闘いについて報告されたが、なかでも細川鉄工八六三日の闘いの話には熱が入り、討論の中でも労線統一問題にまで話が及ぶなど、参加者は明日起から労組訪問にそなえて熱心な質問が相次いだ。その後、班別に討論を開始し、下記のスケジュールで行動した。

今年の合宿は、これまでの合宿をひとつの土台として再建されている医学連の、構成大学サークルの組織的参加などがあり、基調にも表われているようにその目的、意義などがより明確なものになつてゐるのが特徴である。また、南大阪フレールドは、医学部以外の学生の積極的な取り組みが見られ、今後が期待された。前号にも掲載したように、今回は全国統一フレールドの一企画としての面を持ち、その第一弾として行なわれた。二日は、各地から四十六名の医学生及び学生が松浦診療所に集合し、実行委報告、自己紹介、スケジュール説明などのあと、全金組の交流会が行われ、学生諸君の熱心よう。

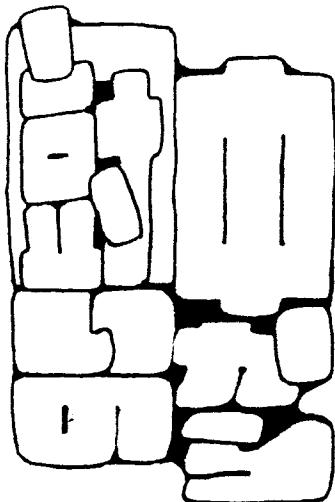
南大阪労働フレールド合宿が七月二一日より二四日の日程で開催された。前号にも掲載したように、今回

な討論と共にくだけた話もとびだしながら、一人ひとりの参加者の試行錯誤と将来への期待が花開いた。

最終日は、松浦氏の講演をうけ、総括討論を行ない、午後三時ごろ解散した。

二二日～二三日 労組訪問日程

番	4	3	2	1	
5	全金矢賀製粉会 粉じん調査(港連) 講演	米穀運送(第1) 夜交渉	大阪市從業者支部 (大阪港見学) 全連西大支部	粉じん調査(港連) 講演	米穀運送(第1) (講演)
	全石油セメント 石油燃組	金全田中社機械部 (交流・宿泊)	全金大阪亞鉛部 全港考大阪支部 加藤運輸分会	金全田中社機械部 (交流・宿泊)	全金大阪亞鉛部 全港考大阪支部 加藤運輸分会
	全金田中社機械部 (交渉・宿泊)	金全田中社機械部 (交流・宿泊)	金全田中社機械部 (交流・宿泊)	金全田中社機械部 (交流・宿泊)	



広島労基局の

じん肺労働者切り捨てに 抗議する!

広島労災職業病研究会

一、はじめに

広島県の県北庄原市に勝光山といふ、日本でも岡山県三石に次ぐ生産をしている（全国の23%のシェア）ろう石鉱山があります。勝光山の昭和鉱業株式会社（本社東京、資本金九億円）の構内下請会社、坪島産業（労働者三〇人）で働いていた山田惠（女性）さんが、一昨年十一月に重症じん肺のために五七才で亡くなりました。

山田さんの遺族は早速三次労基署に労災申請を出すも業務外にされ、広島労基局に不服審査請求をしていました。しかし、今年五月十八日に労基局は、極めて不當なやり方でこれを棄却しました。

二、勝光山でじん肺労働者多発

勝光山では、遠く明治時代から、ろう石を探掘していますが、現在では、関連下請会社も含めて十一社、約三〇〇人の労働者が働いています。ろう石は、現在では主にレンガ、るっぽ、農薬、グラスファイバー、製紙、モルタル、セメント等の製造原料に使われていますが、採掘は露天掘りが主体で、昔から「よろけ」「石粉病」としてじん肺がおそれられてきました。

昭和鉱業では、昭和四〇年代に生産工程の機械化を進め、生産方式も湿式法（ろう石を水中で粉碎、泥状にして乾燥、製品化）から乾式法（原石をそのまま機械で破碎、製品化）に切り替え、生産量は飛躍的に向上しましたが、同時に、採掘から出荷までの全工程が発じん作業となりました。昭和五〇年代に入り、昭和鉱業も含め多数の労働者が、じん肺及びその合併症で倒れています。今年五月現在、退職者も含めると、管理二一二四名、同三一七四名、同四一三九名、合計一三七名の被災労働者がおり、最近三年間でも八名が死亡しています。八名のうち五名は昭和鉱業の構内下請で働いていた山田さ

の同僚です。

三、山田さんの労災問題について

山田さんは、昭和四〇年（四二才）で昭和鉱業の構内下請に入社し、原石の選別作業に就き、昭和四六年か

ら、ろう石、けい石等を用途別に応じて混合、製品化する混合機の機械操業作業、製品の袋づめ作業に就き、死亡するまで粉じんの飛来する作業環境で働いていました。

昭和五〇年に労組が結成されるまでは、会社の粉じん対策はおそまつを極め、その後も十分対策がとられず、山田さんは重症じん肺になりました。

・管理区分の経過・

昭和五二年六月

管理一二

五四年八月

管理一三／四

五五年十一月

死亡

ところが、同審査官は、五月十七日付で「死因は一般的な脳卒中であり業務外である」との棄却決定を下

死亡時、初めて受診した近所の医師が重症じん肺の医学的事実を全く

知らずに、また検査も解剖もせずに

「脳卒中」と診断しました。この死

亡診断について、同医師自身が推定である旨を述べておられます。遺族の労災請求に対しても、三次労基署及び広島労基局はこの診断を唯一の業務外の理由としています。

四、不服審査闘争の経過

昨年五月に遺族より労職研に要請があり、約一年かけて、会社、元の同僚、病院、医師等から話を聞き、資料を集め、また労研の海老原医師の意見書を備えて、広島労基局木村審査官に提出しました。

五月十一日には、「脳卒中」という死亡診断は、医師自身が認めている

ように、医学的根拠に乏しく、死因

そのものを再調査する」と木村審査官と確認しました。

五、棄却決定書の問題点

月十一日の確認を守らなかつた」「た」「海老原医師の意見書は無視しあなかつた「広大西本医師の意見の一部を削除する」等十一項目に及ぶ確認書を取りました。

五月三十一日、広島労基局長に対し、広島県労会議と共に抗議し、決定の変更を求めましたが、変更には至らず、六月二十四日に再審査請求をしました。なお、六月四日付で木村審査官は、広島労基局じん肺審査医である西本医師の意見書の死因部分「強いていえば、一般的寿命だ」を削除する更正決定を出してきました。

月十一日の両日、木村審査官と交渉し「五

月十一日の確認を守らなかつた」「た」「海老原医師の意見書は無視しあなかつた「広大西本医師の意見の一部を削除する」等十一項目に及ぶ確認書を取りました。

五月三十一日、広島労基局長に対し、広島県労会議と共に抗議し、決定の変更を求めましたが、変更には至らず、六月二十四日に再審査請求をしました。なお、六月四日付で木村審査官は、広島労基局じん肺審査医である西本医師の意見書の死因部分「強いていえば、一般的寿命だ」を削除する更正決定を出してきました。

① 遺族の提出した医師の意見書、申立書、請求人の確認事項等々を、文字通り全く無視し、審査請求理由とは異った調査をし、意図的に業務外を引き出した点で、手続的にも、内容的にも公正さを欠いており、行政救済制度そのものの存在意義をも否定した暴挙です。

② 本件では、参与の意見は四人とも業務上で一致していたにもかかわらず、それも無視し、参与会で出された死亡診断書に対する問題提起をも無視し、何らの調査もせず、参与会制度を全く否定しています。

③ 死亡診断をした医師の意見書の事実認定も全く行わず、この医師自ら推測であると認めている死亡診断「脳卒中」に固執し、他の医師への鑑定依頼に際しても、レントゲン写真、入院時の資料等十分な医学的資料を全く見せずに意見を求めるごとく、予断と偏見に基づいて審査を進めています。

④ 本件の基本的問題点は、審査官が

労職研では、この広島労基局の強引なじん肺労働者切り捨てについて、六月二七日の総評主催の労災職業病被災者対策全国集会の場で明らかにし、七月十四日には、じん肺問題に関する集会を全港湾とともに開催し、広島の様々な労働組合にも訴えてきましたが、今後とも、庄原のじん肺問題のとりくみの中で訴えていきたいと思います。

六、最後に
六、最後に
六、最後に
六、最後に
六、最後に
六、最後に

お知らせ ————— 場所：森ノ宮 労金本店 —————
労災職業病対策講座 第5回 8月24日 P.M.6:00～
「循環器病」 尾邊七郎氏 (スケジュールが変わりました)



する地域の労働者、全国労職連、新居浜労職連、関西労働者安全センタ一等多くの方々の協力を得てまいりましたが、誌面をかりて厚く御礼申し上げるとともに、今後とも御指導、殿支援をお願いします。

前編から

西大關

地方垂勝利をバネに

完全勝利へ！

住友電工差別賃金撤廃、北安委
國競勝利報告集会開力る

去る七月一 拶があり、その中でも相手

日、此花会館において「住業」があり、しかもその社長が住友電工といふ獨占大企業であり、しかもその社長

金撤廢 · 地勞

「告集会」が開かれた。(詳し

当日は約一五〇名の参加

者がありこの闘争に對する

湾の武知氏の司会ですすみ

支援する会を代表し一堀昌

そして各労組より連帯の挨

大阪市職業病学習会

の会長といふ、いわば資本のトップクラスとの闘いに勝利したことの意義が強調され、今後多くの闘いに勇気を与えるとともに、多くの教訓をのこしたことなどが報告された。

その他にも、特別報告としてルボライターの後藤正治氏をはじめ、この地労委闘争を当初から支えてこられた多くの諸団体からも連帯の挨拶があった。そして

六月三日、中労委へ再審査請求を行つた。舞台は東京へと移つたが、これまで以上の闘いを展開すべく支援体制を強化していく必要がある。

最後に六人の申し立て人を代表して池野氏から「完全勝利まで闘い抜く」という強い決意表明があり、会場は万雷の拍手でつつまれた。

なお、不當にも会社側は

アラシを中心とした学習会

人生局支部婦人部

からも数名の保母の頸肩腕障害の公務災害認定がかかるなどの具体的な成果も現れてきている。また、健診についてのとりくみも開始されており、組合推薦の医療機関による第二次検診をという要求は残念ながら実現しなかつたものの、腕障害をはじめとして職業病問題へのとりくみが進んできており、今年に入つては今までのとりくみへの基礎は作られてきている。

1

当日は、安全センターの
複本、事務局長が講師として
出席し、約一時間にわたつ
て講演したが、保育所保母
には一般的に頸腕は発生し
ないという市当局や労働省
の考え方を何としても正面
から突破していく必要があ
ること、そのため組合の
手による健診の充実をはじ
め、系統的な運動の必要性
とりわけ公務災害認定闘争
の重要性について強く訴え
た。同支部は、今年春にセ
ンターへの加盟を行つてい
るが、今後協力して運動の
前進をかちとつていきたい

宝塚で

摩方二日被災者全國集會

兵

一針灸・社会復帰問題を論議—

六月二六・二七日にかけ
て、兵庫県宝塚市で第二回
労災職業病被災者対策全国

「この痛みを知れ」を鑑賞し、参加者の交流が行なわれた。

め、系統的な運動の必要性
とりわけ公務災害認定闘争
の重要性について強く訴え
た。同支部は、今年春にセ
ンターへの加盟を行つてい

成功をおさめた。

第一日目は、主催者である中央総評のあいさつの後、闘いの報告が夕方まで行なわれ、針灸治療問題、クロム裁判勝利の報告、じん肺裁判等、現在注目を集めていた闘いの報告が次々となされた。夕食後は全林野の製作した振動病闘争の映画

労災認定 基準の 批判

労災職業病公害と闘う 関西研究者交流会 の三年間の活動一

関西研究者交流会
京大・阪大労災職業病研究会

共編

A5版 261P

¥1500 送料:冊数に
応わりなく300円

安全センターでヒリ報います

兵庫オニコ被災者全国集会が宝塚で開かれる

賀滋

全金労働学校で 労働問題の學習会

全金大阪地本

七月十八、十九日の両日にかけて、滋賀県労働者いこいの村「びわ湖」において、全金大阪地本主催による第十四期全金大阪労働学校が開催され、二十二支部より四十三名が参加した。

初日には、二つの講演が行われ、インサイダー編集長の高野孟氏の「世界の軍事情勢と反核平和運動」に統じて、安全センター事務局長榎本が「職場における労災職業病闘争」というテーマで、約一時間半にわたって講演した。

全金では一昨年の腰痛自覚症状についての全国アンケート実施をはじめ、この

間安全衛生労災問題についてのとりくみが強まっているが、当日の講演では、労

主導の安全運動の矛盾、そして、安全衛生委、健康診断、パトロール、事故発生処理システムなど具体的な

して、安全衛生委、健康診断、パトロール、事故発生処理システムなど具体的な

みに参加してきているが、今後一層の協力関係の確立を期待したい。

京都

転落事故の責任を追及

Mさんは、七八年四月に年余り仕事をしながら通院を続けたが、障害を負つて京都地裁に提訴した。た。三ヶ月近く入院し、一

六月二八日、倉庫二階で作業中に転落し、障害を負ったMさんが、後遺障害(十一級)の損害賠償を求めた。Mさんは、今年二月に安全セ

ンターに相談にきた。安全センターの調査の結果、Mさんの事故は作業場

果、Mさんの事故は作業場としていた二階に手すりなどの安全保護対策が全くなく、二階へ登るはしごさえも備え付けていないことが

わかり、労安法違反も明らかであり、会社の労災責任は重大なものであることがわかった。その後、里見弁

疊材料等を販売する会社に入社して働いていたが、八の重労働に耐え切れず、八一年五月に退職した。しか

運動において労組がいかにして主導権をとっていくべきかという問題を中心として話が行われた。安全センターは従来からも全金各支

ど労働省の反動姿勢の問題、関経協等財界、行政が一体となつて推進している企業

運動において労組がいかにして主導権をとっていくべきかという問題を中心として話が行われた。安全セン

護士を通じて会社と自主交渉をしたが、決裂したため、しており、第一回法廷は八裁判に訴えることになったものである。

慰謝料等を含め総額一七

〇〇万円の損害賠償を請求月十二日、午前十時より京都地裁二三号法廷で開かれ

る予定である。

北大勝

打ち切り攻撃に抗し …労災継続を勝ち取る…

六月二八、二九の両日、Y氏の労災補償打ち切り問題をめぐって淀川労基署と交渉をもつた。Y氏は五五歳で、年二月から休業し通院（椎間板ヘルニア）していたが、うなぎの腹で、症状固定－労災打ち切られると、こうすることをもち出してくるに至り、六月初旬、安全センターに相談にこられた。

Y氏の立場にたちY氏の相談に応じ、安全センターと協力関係にある医師に診察を依頼し、「治療方法をかえればまだ可能性がある」といって、いた署側に、こちら側の正當性を認めさせ、労災継続をかちとった。

安全センターは個人救済

北 横

全金技研工業支部 腰痛裁判始まる

裁判を軸に吹田労災をなくす会結成!!

全金技研工業支部の四名の組合員による腰痛訴訟が、七月八日大阪地裁で始まりました。

また、この技研訴訟を柱にして、吹田地域の組合活動家が結集し「吹田労災をなくす会」が結成されました。

会社で、中腰姿勢がたいへん多い作業環境によって腰痛が多発している。五年、腰痛に被災した労働者が中心になつて組合を結成、作業環境改善を要求してきましたが、それまでは長時間労働の上残業割増賃金も法定額を下まわるという劣悪な環境であり、入社後二週間で腰痛を訴えるという状態であった。四名はすでに労災認定を勝ちとつてゐるが、

安全センターは個人救済

ゼセカ

季節工の死絶死

会社も責任認める

七月九日、機関誌九五号 た。

で既報した川畠氏の労災責 川畠氏は季節工として、
任に關する損害賠償問題が トリクレンを使用した鋼管
二五〇万円で和解が成立し の洗浄作業に半年間従事し、

死亡した。遺族より相談を 受けた中北弁護士が中心と
なって労災認定にとりくみ、今年三月上旬認定をかちと
った。

認定後、会社との間で損 傷賠償問題の交渉が始めら
れ、七月九日に二五〇万円
で和解が成立した。本工房

八二年夏期カンペへの御協力のお願い

安全センターも発足時より数えて九年弱、組織再編よ
り一年以上が経過しましたが、労災職業病闘争は労働者
の基本的権利を守り、向上させる闘いとしてますます重
要なものとなつてきています。また運動を担う主体的な
力も徐々にではありますが充実してきていくと確信して
おります。

安全センターでは今年度の今年度の方針として地域連
絡所設置を掲げており、またその体制を推進すべく事務
所を大淀区より西区に移転しました。更に昨年以来の針

灸治療制限との闘いは、今年に入り一段と厳しいものと
なり、この七月頃が最大の山場となっています。これら
一連の運動を本格的に前進させ、体制を強化するために
は、どうしても財政的な裏付けが必要ですが、現
在の当センターでは残念ながら不十分に過ぎることは事
実であります。毎年のお願いでもことに恐縮ではあります
が、趣旨御理解の上、八二年度夏期カンペへの御協力

を訴える次第であります。

郵便振替口座 大阪 三一五七四二

その後五年たつて肝硬変で 動者に対しても死亡一一〇
死亡した。遺族より相談を ○万円といふ補償協約があ
受けた中北弁護士が中心と るが、季節工には適用でき
なつて労災認定にとりくみ、ないと会社側は終始主張し
たが、労災認定の事実は動

しがたく、中北弁護士のね
ばり強い交渉で二五〇万円
の和解が成立したものであ
る。
しかし、中北弁護士のね
ばり強い交渉で二五〇万円
の和解が成立したものであ
る。

六月の新聞記事

が
ら

六・十八

高校のグラウンドで作業中、竜巻が発生し作業員の頭にトタン屋が落下しケガ(堺)

六・二一 自衛官会社に達成判決、「政教分離原則に反し違憲」と一審判決支持(広島高裁)

車にはねられ目などの後遺症で仕事が続けられなくなつたカメラマンが運転手を相手とり一億円の賠償請求をおこす(京都地裁)

六・四 五六年度の原発事故、十日に一回一通産省

資源エネルギー庁発表

伊方原発訴訟控訴審一国に「保安規定」の提出を求めた住民側の申し立てを却下(高松高裁)

六・二五

全国初の「セメント粉じん公害訴訟」判決一企業(小野田セメント)の過失を認め、二〇〇万円の支払いを命じる(津地裁)

六・五 西淀川区にあるメック工場、基準の二六八倍のクロム廃液を流し漏発

六・二六

未熟児網膜症訴訟、大阪高裁で初の患者勝訴 マンホール内を調査中、作業員三人が酸欠で死亡(下関)

六・六 戦前の職業病に労災支給を求める行政訴訟をおこす一五二年に和歌山労基署に申請したが「二一年九月の労災保険法施行以前」と申請を却下

六・二七

全国の公害被害者(一五一団体、一五〇〇名)が総決起集会をひらく

六・十 北炭夕張新鉱で死亡事故一巻き上げ機の下敷きになり内臓破裂

尼崎市の公害病認定患者、史上最高一患者数五十三九名(五六年度)

六・三〇

労働協約に基づき定期退職させられた校務員四人がおこした「大阪市教委定期裁判」の控訴審判決で、大阪高裁は「地公法違反」を認め大阪市に給料支払いを命令

六・十二 国鉄石北線(北海道)で列車脱線、乗客二〇人が重軽傷

(尼崎)

空論の労災講堂

カナダにおける原発被曝労災認定から

岩佐訴訟は九月六日午後二時からの第六回法廷より、証人尋問に入る。この支援運動の中から、原発問題に様々な方面から検討を加える学習会が開かれており、去る七月十三日には、①カナダにおける原発被曝労災認定②全金労組での取り組みの二点についての報告が行なわれた。今後この学習会は原発被曝との闘いを発展させるべく続けられるが、その内容の一端を掲載しておく。

世界初の原発被曝 労災認定

原発内での作業中に放射線被曝したことによって障害を受け、それを本に一件もない。ただ一つの原発被曝裁判として岩佐訴訟が争われているのみである。つまり、すでに二四の原子力発電所が建設され、八十年度までで約六万七千人・レムの総被曝線量があり（この数字に現われる量

で確率的に八五名の人があれまたはすでにガンにかかると言われば、敦賀原発の事故隠し発覚以来、急速に原発の劣悪な作業環境が明らかにされたにもかかわらず、被曝による障害を受けた人は、今のところ一人もいないことになつていてある。しかし実態はそうではなく、被曝による様々な症状に苦しむ労働者があたくさんおり、場合によつては電力会社が、被曝をウヤムヤにすることを条件として示談金を支払うといふような例もある。

こうした現状が云々される中で、今年三月六日の新聞はカナダにおいて原発労働者へ労災認定がなされたことを報導した。一名は三一年間の勤務し八年に白血病で死亡し、もう一名は二八年間の勤務で皮膚ガンにかかり重病である。二人はチヨークリバー原子炉で働いていたのだが、病気が原発での放射線被曝によるものであると、オンタリオ州労働者補償委員会が認めたのである。これは原発労働者の放射線障害が認められた例としては世界で初めてであつた。そしてこの認定の画期的な点は、二人ともが決められた最大許容被曝線量（例えば一日にこれ以上浴びてはならないとされる放射線量の限度）を一度も越えたことがなく、白血病と皮膚ガンが放射線による可能性が高いという、がい然性の面から判断されてゐることである。いわゆる、「しきい値」があり、「これ以下なら被曝しても安心」という原則を、この判断では採用しなかつたわけであ

昭和50年10月29日

第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号（通巻第99号）

昭和57年7月20日号

（毎月一回20日発行）

■6.23兵庫労基局交渉

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28